



令和4年11月16日  
海上保安庁

## 和歌山県潮岬沖に推薦航路を設定します

～令和5年6月1日（日本時間午前9時）運用開始～

海上保安庁では、国際海事機関（IMO）へ提案していた和歌山県潮岬沖の推薦航路が令和4年11月11日に採択されたことを受け、令和5年6月1日（日本時間午前9時）に同海域へ新たに推薦航路を設定します。

- 和歌山県潮岬の沿岸は、東京湾、伊勢湾、大阪湾などを結ぶ海上交通の要衝となっており、外国船舶を含む船舶の通航量が多く、加えて漁業活動も活発な海域です。推薦航路の設定により船舶交通の整流化が図られるとともに、国際的にも認知され安全性の向上が期待されます。
- 今後は、潮岬沖推薦航路における航行ルールを、船舶運航者をはじめ全ての海域利用者に対し十分な期間をかけ周知を図ってまいります。
- なお、本推薦航路は、伊豆大島西岸沖の推薦航路（平成30年1月運用開始）に続き、わが国2例目となります。

### 推薦航路とは

海上人命安全条約（SOLAS条約）第V章第10規則に基づき、国際海事機関（IMO）が航路を指定する制度のひとつで、中心線を定めることにより、対面通航を推奨するものです。



### 【潮岬沖推薦航路】

※推薦航路は、海図上に航路の中心線、航行方向が記されるほか、航路の西端位置、東端位置及び適用海域の範囲を示す位置にバーチャル AIS 航路標識のシンボルマークが記載されます。

※推薦航路は、潮岬灯台の南3.5海里以内を航行する船舶に対して適用されます。



【潮岬沖での船舶の航行状況】